

# 大田原市保育の実施基準指数表

## 指数1(保育を必要とする事由)

事由区分	保護者の状況	父	母
1 就労	月150時間以上の就労を常態 (週5日就労の場合:1日7.5時間以上)	10	10
	月140時間以上150時間未満の就労を常態 (週5日就労の場合:1日7時間以上7.5時間未満)	9	9
	月120時間以上140時間未満の就労を常態 (週5日就労の場合:1日6時間以上7時間未満)	8	8
	月100時間以上120時間未満の就労を常態 (週5日就労の場合:1日5時間以上6時間未満)	7	7
	月80時間以上100時間未満の就労を常態 (週5日就労の場合:1日4時間以上5時間未満)	6	6
2 出産	月64時間以上80時間未満の就労を常態 (週5日就労の場合:1日3時間以上4時間未満)	5	5
	出産予定日から産前2か月、産後2か月の期間 入院(概ね1か月以上)	10	10
3 傷病・障害	重篤であり、一日の大部分をベッド上で過ごさなければならぬ場合(医師の証明を要す)	10	10
	病状・服薬等の影響で日常生活(仕事など)を中断し、療養する必要がある場合(医師の証明を要す)	7	7
	症状が軽易であり、日常生活には支障がない場合(医師の証明を要す)	5	5
	身体障害者手帳1級・2級所持者であり、保育が困難な場合	10	10
	療育手帳A1・A2所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者であり、保育が困難な場合	10	10
	療育手帳B1又は、精神障害者保健福祉手帳2級所持者であり、かつ身体障害者手帳3級・4級所持者であったり保育が困難な場合	9	9
	精神障害者保健福祉手帳2級所持者であり、保育が困難な場合	8	8
	療育手帳B1所持者、身体障害者手帳3級・4級所持者であり、保育が困難な場合	6	6
	療育手帳B2所持者、精神障害者保健福祉手帳3級所持者、身体障害者手帳5級・6級所持者であり、保育が困難な場合	4	4
	入院している同居親族等に付き添う場合(概ね1か月以上の入院)	10	10
4 看護・介護	常時観察及び介護を要する同居親族等の看護・介護にあたる場合	10	10
	常時観察及び介護を要する同居親族等の看護・介護にあたる場合(要介護5、4、3)	10	10
5 災害中	同居親族等の看護・介護に当たる場合	5	5
	火災・水害等で家庭が失われ、復旧にあたる場合	10	10
6 求職中	求職活動をしている場合(認定日から90日経過した日の属する月末までとする)	3	3
	学校等に在学している場合	10	10
7 就学等	職業訓練を受けている場合	10	10
	通信教育を受けている場合	4	4
8 虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	20	20
	父母の死亡、離別、死別、行方不明、拘禁等の場合	10	10
9 その他	上記には該当しないが、市で保育が必要と認められた場合	10	10
	状況により判断	状況により判断	状況により判断

## 指数2(優先事由)

要件	主な状況	指数
ひとり親家庭の場合(養育費停止を含む)		4
生活保護世帯で、就労することが必要である場合		3
虐待やDVなどにより、社会的養護が必要な場合		10
子どもが障害を有している、優先的に集団の保育を受けることが必要な場合		3
入所希望年度の4月1日以前に産休・育休から復帰し、同園に保育園等の利用を希望する場合		3
兄弟姉妹が保育園、認定こども園(2・3号利用)又は地域型保育を利用している場合		5
多胎児が同一の保育園等の利用を希望する場合		5
小規模保育施設の卒園児童(3歳児)が、連携施設以外の保育園等の利用を希望する場合		2
企業内託児施設及び認可外保育施設において保育中の場合		2
保護者が保育士として就労している、または就労を予定している場合		10
同居の親族が就労していないことから家庭で保育することができる場合		-3
市や施設に相談なく在園児(卒園児)の保育料に未納がある場合		-10
上記以外で在園児(卒園児)の保育料に未納がある場合		-7

## (1)選考方法

- 1 指数1と指数2の合計点数が高い順から選考する。
- 2 合計点数が同点の場合は、「優先度合判断基準」の1位から5位の順に選考する。
- 3 1から2における選考で空きがある場合には、他市町村の児童について入園の選考を行う。

## 優先度合判断基準

優先順位	内容
1位	指数1の点数が高い方を優先する。
2位	当初入園希望月が早い方を優先する
3位	就学前児童の多い世帯を優先する。
4位	既に就労している場合と、就労内定の場合では、前者を優先する
5位	他に希望する園で空きがある場合は、他に希望する園で空きがない場合では、後者を優先する。

※希望施設変更の場合のみ当初の希望月で判断します。

## (2)新年度の入園選考時における、転園希望児童の取扱い基準

### ●転園児として認める事由

- ・保育所等の受入れ対象年齢ではなくなり、連携施設への転園を希望する場合
- ・兄弟姉妹が別々の保育園等に在園しており、同一の保育園等に転園を希望する場合※
- ・居住地や勤務先が変更となり、保育園等の送迎に支障をきたしている場合※
- ・その他、現在在園している園への登園が困難であると市が認めた場合※

◎転園児として認めた児童については、新入園児より優先して入所を決定いたします。

ただし、※印については、希望施設の入所枠の関係により、転園することができない場合もあります。

### ●転園児として認められない事由

- ・「転園児として認める事由」以外の理由で転園を希望している場合

## (3)新年度の入園選考時における、兄弟姉妹優先入園の取扱い基準

### ○優先入園の対象事由

- ・兄弟姉妹が既に入園している保育所等への入園を第1希望とする場合
- ・兄弟姉妹と同時に入園を希望する場合

\* (1)の選考方法に規定する入園選考に優先して入園を決定します。ただし、(2)の転園児選考後の

空き枠内で選考を行い、空き数を超えたときは(1)の選考方法に準じて入園を決定します。

\* 兄弟姉妹の優先入園については、市内に住所を有する児童が対象となります。

児童情報		
保護者名		
児童名	生年月日	年 月 日

指数表			合計 (指数1+指数2)
指数1		指数2	
父	母	計(父+母)	